

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則(令和2年埼玉県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」及び備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

別記様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第3号中「㊟」及び備考4を削り、備考5を備考4とする。

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2及び別記様式第2の2中「印」を削り、

自動車の種類	車型	種式	車名	車台番号又は登録番号(車両番号)	を

自動車の種類	型	式	車名	車台番号(車体番号)	に、

改める。

別記様式第5中「印」を削り、

自動車の種類	車 型 種 式	車 名	車台番号又は登録 番号（車両番号）	を

自動車の種類	型 式	車 名	車 台 番 号 (車 体 番 号)	に

改める。

別記様式第6中「印」を削る。

別記様式第7中「印」を削り、

自動車の種類	車 型 種 式	車 名	車台番号又は登録 番号（車両番号）	を

自動車の種類	型 式	車 名	車 台 番 号 (車 体 番 号)	に

改める。

別記様式第8の2中「㊟」を削る。

別記様式第8の3（表面）中「㊟」を削り、

生年月日	年 月 日生(歳)	を
------	------------	---

生年月日	年 月 日生	に改める。
------	--------	-------

別記様式第8の4中「㊟」を削り、

「

生年月日	年 月 日生(歳)
------	------------

」を
「

生年月日	年 月 日生
------	--------

」に改める。

別記様式第8の5及び別記様式第8の6中「㊤」を削り、

「

生年月日	年 月 日生(歳)
------	------------

」を
「

生年月日	年 月 日生
------	--------

」に改める。

別記様式第8の7中「㊤」を削り、

「

生年月日	年 月 日生(歳)
------	------------

」を
「

生年月日	年 月 日生
------	--------

」に、「ちょう付」を「貼

付」に改める。

別記様式第9（表）を次のように改める。

別記様式第9の2（表）を次のように改める。

別記様式第14の4備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを1ずつ繰り上げる。

別記様式第31中「第_____号」を「公委第_____号」に改める。

別記様式第31の2中「印」を削る。

(埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第15号中「㊟」を削り、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。